

清瀬市

市民葬儀のご案内

標準的な葬儀で経費の軽減を

1. 市民葬儀とは

市民葬儀は近親者が万一不幸にあわれたとき残された家族の方々の経済的負担を軽減するために、標準的な葬儀を比較的安い費用で行える制度です。

2. 利用できる方

死亡された方が清瀬市民であり、清瀬市内で葬儀を主催する方

3. 利用方法

- (1) 市民課窓口（休日、時間外は市役所東側玄関受付）に印鑑をお持ちになって市民葬儀券交付申請書に必要事項を記入し葬儀券（連絡票を含む）を受け取って下さい。
- (2) 葬儀券（連絡票を含む）を受け取った方はこのパンフレット（料金表）をご覧いただき、必要事項をご記入のうえ指定業者にご連絡下さい。
※（1）と（2）の申請と死亡届出を指定業者に依頼することもできます。
- (3) 利用料金は市と市民葬儀指定業者で契約した協定料金（パンフレット内料金表）です。
利用料金は直接業者にお支払い下さい。

○ 齋場及び祭壇を選ぶときの注意

- 祭壇を選ぶときは、室の広さと、参加者の人数を考慮して下さい。
- 特に最近では短い時間でも正座をしているのは大変苦痛なものなので、参列者にはゆっくり座れるよう配慮してください。

4. 葬儀の内容

市民葬儀は葬祭、霊柩搬送、火葬を市民葬儀取扱業者が、清瀬市市民葬儀実施要綱に基づき懇切丁寧、迅速に取り扱います。

なお、神葬祭、キリスト教、宗派に関係なく取り扱っています。

5. 市民葬儀で対象となる費用等

(1) 市民葬儀で対象となる費用

祭壇・木棺・霊柩車・火葬料金・遺骨収納容器・写真
ドライアイス・印刷・盛菓子

(備考)

- ① 右記の料金は利用者によって組み合わせていただきます。
- ② 天幕、椅子、テーブル、白幕等を使用する場合は、専門業者に別途委託していただきます。
- ③ 火葬の中には、休憩室料は含まれません。
- ④ 火葬料のみ非課税になります。
- ⑤ 諸経費については、市民葬儀指定業者と市との間で右記の料金表のとおり、協定料金を取り決めてありますので指定業者と充分お話し合いのうえ実施してください。市民葬儀に含まれないサービスが必要な場合は、別料金になります。
- ⑥ 市民葬儀に含まれないものにつきましては、市民葬儀取扱業者にご相談ください。

市民葬儀の手順

契約 → 納棺 → 祭壇設営 → 通夜

告別式 → 出棺 → 祭壇撤収 → 火葬

市民葬儀料金表

(市民葬儀実施要綱、第4条、第5条関係による料金)

令和7年4月1日改正

種 別			料 金	
祭 壇	1	白布三段	93,500 円	
	2	彫刻三段	148,500	
	3	彫刻五段	209,000	
木 棺	1	桐 (厚さ1.98センチメートル)	66,000	
	2	桐 (厚さ2.64センチメートル)	77,000	
霊 柩 車	1	普 通 車	(20キロメートル未満)	23,840
			(20キロメートル以上)	28,640
	2	指 定 車	(20キロメートル未満)	44,000
			(20キロメートル以上)	50,600
火葬 (大人)	1	最上等	72,000	
火葬 (小人) 満6歳以下	1	最上等	34,500	
収骨容器 (大人用)	1	3号 (6寸)	11,550	
	2	2号 (7寸)	12,650	
収骨容器 (小人用)	1	5号 (4寸)	5,280	
写 真	額 (リボン付)		16,500	
ドライアイス	一昼夜分		8,800	
印 刷	会葬礼状 (100枚) 清め塩付		8,800	
盛 菓 子	祭壇用 (一対)		8,800	

※ 料金には、消費税が含まれています。ただし、火葬の料金は非課税となっています。

6. 清瀬市市民葬儀指定業者

(有) 荒田葬儀社	住所 清瀬市野塩四丁目7番9地 電話 042-491-0266
(有) セレモサービス	住所 清瀬市下清戸二丁目5番9地8 電話 042-493-0997
(株) 彩花	住所 清瀬市松山二丁目6番45号 電話 0120-8788-31
清絆メモリー合同会社	住所 清瀬市旭が丘二丁目5番8号 電話 042-428-3872

- 人間だれしも死はさけられぬ運命として、持ちあわせています。人情の常で、だれしも普段は葬儀のことなどは、考えていないものです。しかし、いつ近親者の急死にあうかわかりません。

そこで、不幸を迎えると、何から、どこから手をつけていいのかわからなくなり、必要以上に右往左往し混乱を招いてしまいます。そのようなときは、市へご連絡ください。市では指定業者の協力で葬儀が割安に行えます。

- 葬儀の前に必要な手続き（死亡届）は死亡した所在地等の市町村役場に提出し火葬許可証の交付を受けて下さい。届出用紙は所定の様式で、市町村役場又は、病院等の窓口に備え付けてあります。

ご不明の点及び市民葬儀の詳細については、上記の指定業者又は市役所市民課住民係までご相談下さい。

清瀬市市民環境部市民課住民係

電話 042-492-5111 内線 1112